

規制の事前評価書

政策の名称	募集情報等提供事業を行う者の返還命令等の対象化、報告等の義務化		担当部局名	職業安定局雇用保険課	作成責任者名	雇用保険課長 田中佐 智子	評価実施時期	平成29年1月	
法令案等の名称・関連条項	雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の雇用保険法第10条の4、第76条								
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的、内容】 不正受給を防止するため、募集情報等提供事業（労働者の募集を行う者の依頼を受け、当該募集に関する情報を労働者となろうとする者に提供すること又は労働者となろうとする者の依頼を受け、当該者に関する情報を労働者の募集を行う者に提供すること）を行う者について、不正受給を補助した場合に、不正に受給した給付金の連帯返還又は当該給付金の額の二倍に相当する額以下の金額の納付命令の対象に加える。また、募集情報等提供事業を行う者について、雇用保険法の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができることとする。</p> <p>【規制の必要性】 失業等給付の受給に当たっては、受給資格者（基本手当の受給資格を有する者をいう。以下同じ。）は公共職業安定所における失業の認定を受け、当該失業の認定は、受給資格者が求人者に面接したこと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行ったことを確認して行うこととされている。失業の認定の際に、受給資格者と結託して、求人者、職業紹介事業者等が公共職業安定所からの照会に対し、実際には当該受給資格者が求職活動を行っていないにも関わらずこれを行っていたよう虚偽の報告を行い、受給資格者が失業等給付を不正に受給するという行為を防止するため、受給資格者の求職活動に関与する事業主、職業紹介事業者等が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、失業等給付の返還又は納付を命ずることができることとなっている。また、これらの確認のため、これらの者に対して、報告又は文書の提出を命ずることができることとなっている。この際、近年、求職活動において求人情報サイト等を利用し、求職者が自ら募集情報を探して応募するという入職ルートが大きな割合を占めていることを踏まえ、職業安定法の改正により、募集情報等提供が定義づけられ、募集情報等提供事業を行う者に対して、政府は指導監督を行うこととされる。募集情報等提供事業は受給資格者の求職活動に関与するものであるため、雇用保険法においても、返還命令等及び報告等の対象に加える必要がある。</p>								
想定される代替案	募集情報等提供事業を行う者について、不正受給を補助した場合に、指導勧告を行うことができることとする。また、募集情報等提供事業を行う者について、雇用保険法の施行に関して必要な報告又は文書の提出の求めがあったときに、募集情報等提供事業を行う者が報告又は文書の提出を行うかどうかは任意のものとし、報告又は文書の提出をしない場合であっても、厚生労働大臣が関係機関等に対して調査することによって必要な情報を把握することとする。								
規制の費用	費用の要素							代替案の場合	
1 遵守費用	募集情報等提供事業を行う者について、報告又は文書の提出を求められた場合は報告又は文書の提出をする費用が生じる。							募集情報等提供事業を行う者が報告又は文書の提出をするかどうかは任意となるが、報告又は文書の提出の求めに応じる場合は報告又は文書の提出をする費用が生じる。	
2 行政費用	国において、制度を周知するための行政費用が発生する。また、募集情報等提供事業を行う者が不正受給を補助していないかの確認を行う費用が発生する。							国において、制度を周知するための行政費用が発生する。また、募集情報等提供事業を行う者が不正受給を補助していないかの確認を行う費用が発生する上、不正受給を補助した場合は指導勧告を行う費用が発生する。さらに、募集情報等提供事業を行う者が報告又は文書の提出に応じなかった場合には、関係機関等に対して調査することにより、法律の施行に関し必要な情報を把握する必要があり、行政費用が発生する。	
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。							不正受給の抑止効果が不十分なため、不要な雇用保険の支出が増加するおそれがある。	
規制の便益	便益の要素							代替案の場合	
		募集情報等提供事業を行う者に係る不正受給の防止が実現され、雇用保険制度の適正な運営を行うことができる。							募集情報等提供事業を行う者が不正受給を補助した場合においても指導勧告を受けるだけで、不正受給した金額の返還や納付金の納付を行う必要がないため、不正受給の抑止効果は限定的なものとなる可能性がある。また、募集情報等提供事業を行う者が報告又は文書の提出の求めに応じる場合は改正案と同様の便益が得られるが、求めに応じない場合は、関係機関等に対する調査によってしか情報を把握できず、改正案に比べて得られる便益が減少するおそれがある。
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	改正案の導入により、返還命令等の対象化、報告等の義務化による費用の増加はあるものの、募集情報等提供事業を行う者に係る不正受給の防止が実現され、雇用保険制度の適正な運営を行うことができるようになるため、増加する費用を上回る便益を得られると考える。 一方、代替案においては、募集情報等提供事業を行う者が不正受給を補助した場合においても指導勧告を受けるだけで、不正受給した金額の返還や納付金の納付を行う必要がないため、不正受給の抑止効果は限定的なものとなり、不要な雇用保険の支出が発生することから、改正案と同程度の便益は期待できないものと考えられる。また、募集情報等提供事業を行う者が報告又は文書の提出に応じない場合、必要な調査をする行政の費用は増加し、不正受給への対応が不十分なものとなるおそれがあることから、費用が便益を上回ることも想定される。 これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。								
有識者の見解その他関連事項	<p>「職業紹介等に関する制度の改正について（報告書）」（平成28年12月13日労働政策審議会建議）において、次のとおり報告されている。</p> <p>2 募集情報等提供事業 (2) 募集情報等提供事業を行う者に係る規定の整備 ア 募集情報等提供事業を行う者及び労働者の募集を行う者は、業務運営に当たって、労働者の適切な職業選択に資するよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとするのが適当である。 イ 労働者の募集を行う者は、情報が的確に表示されるよう、募集情報等提供事業を行う者の協力を得て、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとするのが適当である。 ウ ア及びイの具体的な内容を定めるため、職業安定法に基づく指針の根拠規定を整備することが適当である。 エ アからウまでの施行に関して必要があると認めるとき、募集情報等提供事業を行う者に対し、指導及び助言並びに報告徴収を行うことができることとするのが適当である。</p>								
レビューを行う時期又は条件	雇用保険法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途とし、改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。								